

広島県告示第十四号

平成三十年広島県告示第十六号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・八七三三四一〇一五〇九五二」を「〇・八七二四四二三四八六五〇三」に改める。